

平成19年（特ノ）第3号債務額確定債務支払協定調停事件

申立人 社団法人滋賀県造林公社

相手方 大阪府

平成23年1月6日

申立人代理人 殿

相手方代理人 殿

大阪地方裁判所第10民事部

調停主任裁判官 林 圭 介

民事調停委員 出 水 順

民事調停委員 大 林 敏 彦

調停委員会の意見

- 1 本件調停手続において、倒産手続に詳しい民事調停委員出水順（弁護士）及び会計実務に詳しい同大林敏彦（公認会計士）を構成員とする調停委員会によって、一件記録を慎重に検討したうえ事案の把握につとめ、妥当な紛争解決の方法を検討してきた。

申立人が平成22年12月24日の調停期日において提出した調停案に対して、当調停委員会は、上記調停期日における関係当事者から陳述された意見を踏まえて、申立人に対して上記調停案に対して次のような指摘を行った。

(1) 伐採収益見込額について

伐採収益見込額は、相手方が債権放棄額を算定するに当たって重要な事項であり、これまでの調停期日においても関係当事者からその妥当性について様々な意見が出されてきた経緯がある。

申立人滋賀県造林公社は、申立時に算出した伐採収益見込額約87億円について、直近の木材価格を調査したところ、木材価格の下落が受忍の範囲を超え無視できない程度に著しく再計算が必要であるとして、その結果は伐採

収益見込額については約67億円が相当であると主張している。

そこで検討すると、申立人滋賀県造林公社の行っている業務が超長期の経営期間を要する分収造林事業である点を考慮すると、今後予測不可能な社会経済状況の影響を受けることを想定すべきであって、特定調停手続が申立人滋賀県造林公社の経済的再生を図ることをも目的とするものであることに鑑みると、本件調停が成立した後、二次破綻するような事態を防止する必要がある。そのためには、木材価格下落後の現時点における伐採収益見込額を基準とすることにも十分な合理性があると認められる。

(2) 長期分割弁済と短期分割弁済における弁済額の差異について

この点については、短期分割弁済を受けるに当たって、将来の伐採収益を現在価値に割り引くディスカунティド・キャッシュ・フロー（DCF法）の考え方を踏襲することには合理性があると考えられる。

他方、申立人滋賀県造林公社及び相手方滋賀県は、DCF法を採用するに当たっては、単に貨幣の時間的価値のみを考慮するのではなく、伐採計画からの乖離リスクを見込むことが必要であると主張している。

そこで、乖離リスクを見込むことの正当性について検討すると、今回の短期分割弁済の枠組みにおいては、弁済の財源は相手方滋賀県が申立人滋賀県造林公社に貸し付けた資金を充当するものであって、伐採計画との乖離リスクは相手方滋賀県が負担するものである。したがって、相手方滋賀県において伐採計画との乖離リスクを控除した価値を事業継続価値と判断していることについては一定の合理性があると解される。

以上によれば、申立人滋賀県造林公社が担う分収造林事業の超長期性に適合した利率を市場金利に求めるとすれば、民法所定の法定利率5パーセントの中間利息を採用して還元することにもそれなりの合理性が認められる。

しかし、この利率を適用した場合には、申立人滋賀県造林公社の従前の提

案額を下回る結果になることからすると、この点の調整が必要であると解される。

したがって、上記の中間利息については、申立人滋賀県造林公社の従前の5パーセントの提案を4パーセントに修正することが相当である。なお、中間利息を4パーセントとした場合の弁済額は、清算価値を十分に上回るものである。

(3) 短期分割弁済における支払回数について

申立人滋賀県造林公社の短期分割弁済における支払回数の提案は、平成23年度を初年度として平成25年度までの3回分割であるのに対して、関係当事者は一括弁済を求めている。

この場合、中間利息4%を適用して現在価値に還元する考え方に立つ場合には、相手方滋賀県において一括弁済に応じるよう修正することが望ましい。

(4) 滋賀県を除く相手方らが要望する相手方滋賀県による申立人滋賀県造林公社への支援の表明及び申立人滋賀県造林公社が今後必要な経費負担を滋賀県以外の相手方らに求めないことの確約について

本件特定調停は、申立人滋賀県造林公社の経済的再生を図ることを目的としているものであり、そのためには相手方滋賀県の今後の森林政策に対する積極的な支援が不可欠である。このことからすると、相手方滋賀県が、今後とも、このような期待に沿った対応をすることについて、調停条項に記載しておくことが望ましいと判断する。

なお、将来の経費負担の求償に関する事項については、調停条項に記載する必要はないと考えられる。

2 以上の当調停委員会からの修正要求に対して、申立人は、平成23年1月4日、これを踏まえた新たな調停案を提出した。

上記の新たな調停案は、特定債務者である申立人の経済的再生に資するとと

もに、債権者にとっても、民事再生手続や破産的清算などの法的倒産手続によるよりも明らかに多い回収を得られる見込みが確実であって経済的な合理性が期待できるものであって、公正かつ妥当で経済合理性を有するものであり、条理にかなない実情に即した解決を図るのに相応しい内容を有するものであると思料する。

- 3 申立人は、本件特定調停が成立しない場合には法的倒産手続の申立てを予定しており、民事再生手続における計画弁済率と破産手続における清算価値に基づく予定弁済を明らかにしている。これによれば、本特定調停による解決を図ることの方が、法的倒産手続による弁済を受けるよりも関係当事者にとって明らかに多額の回収を図ることが可能になるものと解される。

申立人滋賀県造林公社が担う分収造林事業は、琵琶湖周辺の山間、奥地に所在する公社営林を適正に維持、管理することで水源かん養をはじめとした様々な公益的な価値を生み出していること、その受益が滋賀県のみならず県域を越えて広く琵琶湖・淀川下流域にまで及んでいることについて、調停委員会としても強い関心を有している。

そうすると、本件特定調停手続が成立しない場合の社会経済的影響等を考慮すると、大局的見地から、是非とも調停不成立という事態を回避する必要があると考える。

- 4 したがって、当調停委員会としては、相手方において、本件調停案を受け入れることによって、本件特定調停事件について早期かつ建設的な円満解決に向けて努力されることを切に希望するものである。